

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

京都総合福祉協会では、次世代を担う、全ての社員が福祉職の価値を実感し、より専門的な支援に取り組めるように、次のように「一般事業主行動計画」を策定しています。

計画期間 令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間を予定(以降も継続予定)

内 容① メンター制度の創設

目 標 新採職員を中心とした若手職員等の定着

対 策 新規採用された職員等(メンティー)と、原則として、いわゆる「縦ではなく斜めの関係」である異なる所属の先輩職員(メンター)とが、気軽かつ自由な対話を通じて信頼関係を育み、共に成長することを目指す取組を進める。このことにより、コミュニケーションの活性化、人間的な成長、メンタルヘルスケアの推進、職員の定着の促進及び組織理念の継承を図る。令和3年度は試行実施とし、令和4年度以降は本格実施を検討する。

内 容② コース別インターンシップの創設

目 標 若年者に対する福祉分野の就業体験機会の提供

対 策 経験の浅い若年者に対して、福祉分野での学びや就業体験機会を提供する。障害者のライフステージにあったサービスや、高齢者支援など、さまざまな実践を経験できるよう、A 児童、B 高齢、C 障害(①暮らし、②通う、③働く、④居宅、⑤相談)など、コース別インターンシップを実施する。

内 容③ 職員のスキルアップを応援する資格取得補助制度

目 標 職員資格取得補助制度の継続

対 策 社会福祉士・介護福祉士をはじめ、業務に関わる資格※を取得する者に対して、研修等の受講費用・受験費用・資格登録費用等に要した費用の 1/2を助成する。

※社会福祉士・介護福祉士・実務者研修・介護職員初任者研修・介護支援専門委員・保育士
精神保健福祉士・言語聴覚士・臨床心理士・臨床発達心理士・公認心理師・商業簿記検定
(1級・2級)・社会保険労務士等